

ナチス労働配置政策 1936—1939

—— 国民徴用制への過程 ——

中 村 一 浩

- 一、第一次四ヶ年計画と労働力政策の転換
—— 失業者吸収から労働配置へ ——
- 二、第二次四ヶ年計画期に於ける労働配置政策の展開
 1. 1936年夏危機と新四ヶ年計画の開始
 2. 熟練工不足とその対策
 3. オーストリア併合と労働配置
 4. 農業労働力の減少
 5. 消極的労働配置の終焉
 6. 国民徴用制度の強化—破局への加速
- 三、結語

一. 第一次四ヶ年計画と労働力政策の転換

—— 失業者吸収から労働配置へ ——

第一次四ヶ年計画(1933—36年)の結果、各産業に於ける就業者数は表1の如く増加したが、中でも土木建築業、自動車及び造船業、機械工業などの生産財工業に於ける雇用増が顕著であった。(反面、消費財工業に於ける雇用増は、とりわけ日常生活に密接なつながりを有する領域ほど微々たるものであった。たとえこうした産業に於ける生産規模が好不況の影響により大きく左右されないという性格を帯びていたとしても、表2に於て示されているように、国家による産業振興策の波及効果がそれらの領域に於て比較的小さかったことは明白である。)

しかし、失業者は成程表3に見られるように減少していったとはいえ、40歳以上の中高年齢層の処遇に未だ課題を残していたし、失業者の減少

表1 産業別就業者数の変化 1933—1936年

業 種	就業者数(単位:万人)		増 加 分	
	1933年	1936年	人数(万人)	比率(%)
土 木 建 築 業	66.6	205.7	139.1	208.9
自 動 車 及 び 造 船 業	14.8	32.1	17.3	116.9
機 械 工 業	31.1	64.1	33.0	106.1
羊 毛 工 業	31.9	43.5	11.6	86.5
鉄 及 び 金 属 業	24.4	44.7	20.3	83.2
精 密 工 業	6.0	10.6	4.6	76.7
楽 器 及 び 玩 具 製 造 業	1.9	3.3	1.4	73.7
電 機 工 業	16.9	29.0	12.1	71.6
建 築 資 材 業	21.4	33.1	11.7	54.7
非 鉄 金 属 業	8.9	13.6	4.7	52.8
鉄 鋼 業	26.1	37.7	11.6	44.4
製 紙 業	15.2	18.5	3.3	43.7
製 陶 業	6.9	9.3	2.4	34.8
化 学 工 業	17.8	23.8	6.0	33.7
ガ ラ ス 工 業	4.8	6.3	1.5	31.3
皮 革 製 造 業	6.9	8.9	2.0	29.0
水道・ガス・電気供給事業	9.8	11.6	1.8	18.4
ゴム・アスベスト工業	3.9	4.6	0.7	17.9
石 炭 業	42.0	48.5	6.5	15.5
織 維 工 業	69.4	79.8	10.4	15.0
タ バ コ ・ 飲 料 製 造 業	21.8	24.8	3.0	13.8
被 服 工 業	40.1	45.4	5.3	13.2
複 写 業	18.8	20.7	1.9	10.1
洗 濯 業	13.8	14.6	0.8	5.8
食 品 工 業	50.6	53.5	2.9	5.7
そ の 他	11.5	10.5	-1.0	-8.7
総 計	583.3	898.2	314.9	54.0

出所：菊池春雄，『ナチス勞務動員體制研究』，東洋書館 1941年，
77—79頁

の割合は産業によって極めて大きな格差が存在していた。軍拡の占める比重が大きくなるにつれて、建築業や金属業ではいち早く（既に1934年秋に）労働力不足が発生し、とりわけ経営者による争奪戦が演じられるに及んで熟練金属労働者には初めて賃金上昇傾向すら現われたので、1934年12月29日の「熟練金属労働者配置令（Verordnung über den Ein-

表2 ドイツの鉱工業生産の推移 1928—44年
(1928年=100)

年	総合	消費財(全体)	生産財	
			全体*	鉱業**
1928	100	100	100	100
1929	100	97	102	108
1930	87	91	84	94
1931	70	82	62	79
1932	58	74	47	70
1933	66	80	56	74
1934	83	93	81	83
1935	96	91	99	96
1936	107	98	114	107
1937	117	103	130	124
1938	125	108	144	126
1939	132	108	148	135
1940	128	102	144	165
1941	131	104	149	169
1942	132	93	157	177
1943	149	98	180	185
1944	146	93	178	163

「satz von gelernten Metallfacharbeitern vom 29. Dezember 1934, DRA. 1935, Nr.2)」により所轄労働局の管轄区域外への労働移動には許可を要するものとし、翌年2月26日の「労働手帳の導入に関する法律」及び2月29日と5月18日の同法施行令(RArBl. I, 152, 157)により「労働手帳(Arbeitsbuch)⁽³⁾」を通じて計画的且つ合目的労働力統制が初めて可能ならしめられたのであった。この労働手帳制度の導入こそ、後の国民徴用制実施につながる最も重要な出来事であったと言えよう。更に1936年6月26日の「公共建築事業実施に際しての労働力需要の届出に関する命令

(Anordnung über die Anzeige des Bedarfs an Arbeitskräften bei Durchführung öffentlicher Bauvorhaben vom 26. Juni 1936, RArBl. I, 209)」により、25000RM以上の賃金を支払う公共建築事業は工事開始前にその労働者需要数を労働局へ届け出ることが義務付けられ、労働力需給関係の統制が一步進んだ。

* 1938年以降は、原料、兵器、建造物、其他の投資財の合計

** 1933—44年は炭鉱のみ
(数値は全て年毎の地域合計値)

出所：M. Broszat, N. Frei (Hrsg.). *Das Dritte Reich*, Freiburg/Würzburg 1983, S.112

表 3 失業及び雇用創出の推移 1932—1940^(a)

年	届出失業者		基本扶助手当受給者 ^(b)		生活保護対 象失業者 ^(f)	短 時 間 勞 働 者	緊急失対 労働者	ライヒ 勤勞奉仕 ^(h)
	人 数	%	失業扶助 ^(c)	危機扶助 ^(d)				
1932	5,602,711	30.22	1,086,599	1,449,002	2,047,532	260,167	45,026	70,444 ⁽ⁱ⁾
1933	4,804,428	26.34	530,870	1,280,637	1,891,623	152,164	161,423	262,992
1934	2,718,309	14.95	340,515	868,472	872,488	63,851	390,986	231,996
1935	2,151,039	11.58	407,171	711,949	464,897	100,257	217,434	224,359
1936	1,592,655	8.30	322,827	587,721	238,641	82,974	122,515	216,345
1937	912,312	4.61	211,696	318,816	201,288	77,465	66,011	265,214
1938	424,461	2.09	256,457		116,967	13,244	30,430	317,631
1939	118,915	0.48	65,482		21,457	84,652 ^(g)	11,652	381,835
1940	51,846	0.25	176,863 ^(e)		6,700	42,645	—	304,297

注：(a) 年間平均値；(b) Hauptunterstützungsempfänger；(c) Arbeitslosenunterstützung；(d) Krisenunterstützung(恐慌扶助)；(e) オーストリアを含む；(f) Wohlfahrtserwerbslose(地方財源による給付の対象者)；(g) 1939年4月～12月の平均；(h) 1939年以降はオーストリアを含む。各々半期終了時の値；(i) 1932年6月末の自発的勤勞奉仕従事者数。

出所：J. Frerich, M. Frey, *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland, Bd.1*, München 1993, S.225.

二. 第二次四ヶ年計画期に於ける労働配置政策の展開

1. 1936年夏危機と新4ヶ年計画の開始

1936年9月8—14日ニュルンベルクに於いて開催されたナチス党大会で、ヒトラーは第二次四ヶ年計画の実施を宣言した(9日)。その主旨は次の如きものであった：

ドイツは多くの原料の不足をかかっているが、外貨不足の故に輸入によってこれを補うことができず、極力これを自給する必要がある。かかる自給によって節約された外貨を以て自給不能なる原料の輸入に充て、原料に関する外国からの独立性を可能な限り達成しなければならない。⁽⁴⁾

既に同年8月ヒトラーは夏季休暇先のオーバーザルツブルクで、4年以内に戦争を可能ならしめる為の国防経済体制への移行を目指した新四ヶ年計画の為の秘密覚書⁽⁵⁾を起草しており、自給自足(アウトアルキー)経済体制の確立によってその障害を克服せんとしたのである。1933年初頭から1936年秋迄の間に雇用者数は約630万人増加し、失業者数は約490万

人減少し、とりわけ1945年春以降に徴兵制導入（因みに、ドイツ国防軍 Wehrmacht の兵員は、1933年の約14万7000人から、1936年には約100万人へと急激に膨張していた⁽⁶⁾。これが如何に大きな影響を労働市場に及ぼしたかは言う迄もなからう）の助けを借りるなどして失業問題に一定の「成果」をあげることによって、ヒトラー政権はさしあたり民心の離反を回避することができたが、1936年夏に至り、外貨不足と農業生産の不振などが相俟って、原料と食糧の不足は危機的情況を迎えるに至っていた⁽⁷⁾。原料及び外貨の不足は、主として軍拡に伴う軍需生産の急激な増大に起因するものであり、後にそれは深刻な労働力不足を招来することとなった。軍拡に伴って工業原料の輸入が増大するにつれて、工業製品の生産コストが上昇し、原料輸入と相殺されるべきその輸出は一層不振に陥り、外貨不足を助長した。既に第一次四ヶ年計画による公共事業や再軍備に伴うブームがピークを過ぎ、このままでは景気の失速と失業者の再増加の懸念すら生じかねず、かくして軍拡の一層の推進と国防経済体制への移行が急務となった。他方、ヒトラーの生存圏拡大という年来の目標を実現する為には、戦争以外に選択の余地はなかったとも言える⁽⁸⁾。その前提として、国内資源の積極的開発・活用と合成燃料、合成ゴム、化学繊維などの代用品工業の振興を図ることとした。

かくして、労働戦士 (Arbeitssoldaten) の教育の時期は1935年から翌年にかけて終わりを告げ、第二次四ヶ年計画によって本格的な軍拡が推進されることとなったが、ここで先ず課題となったのは、製鉄業・機械工業・化学工業などの生産拡大の為の熟練工の確保であった。従来は、専ら不熟練工を対象とする雇用の創出が何よりも課題とされていたのが、今や量から質への転換が行なわれたのである。軍拡によって景気の失速を回避し、現役就業者の再失業も防止しなければならないのであった。

2. 熟練工不足とその対策

1936年10月18日の「四ヶ年計画施行令 (Verordnung zur Durchführung des Vierjahresplans vom 18. Oktober 1936, RGBl. I, 887)」により、ゲーリング (Hermann Göring, 1893—1946) が同計画受託官 (Beauftragter für den Vierjahresplan) に任命され、以後同計画遂行の為の全権を付与された。食糧不足緩和の為の輸入による外貨消費をめぐって、これを支

持する農相ダレ (Richard Walter Darré, 1895—1953) と、これに反対すると共に軍拡のスピード・ダウンを求めた経済相兼国立銀行総裁シャハト (Hjalmar Horace Greely Schacht, 1877—1970) との対立が表面化した際に、ゲーリングはヒトラーにより両者の調停者に任ぜられ、既に外貨・原料問題の全権を掌握していた⁽¹¹⁾ (同年4月) から、この人事は当然の成り行きではあったが、言う迄もなく彼は経済専門家ではなく、彼とも対立したシャハト (1935年5月31日以来「戦争経済総監 (Der Generalbevollmächtigte für die Kriegswirtschaft)」兼任) は37年11月に経済相と戦争経済総監職を辞任することとなった。かくして軍拡に重点を置いた生産力拡充の為の熟練労働力対策が次々に実施されてゆくこととなった。同年11月7日「四ヶ年計画第一〜第六施行令 (Erste bis sechste Anordnungen zur Durchführung des Vierjahresplans vom 7. November 1936, DRA., Nr.262)」⁽¹²⁾ が発せられ、(i)10人以上の従業員を有する製鉄・金属業及び建築業の事業所に対して、その使用する熟練工の数に応じて一定割合の熟練工見習の養成義務を課すこと、(ii)3ヶ月間に10人以上の金属労働者⁽¹³⁾を雇用せんとする場合は、全て労働局の許可を要すること、(iii)専門外の職務に従事する金属及び建築熟練工を、使用者の報告に基づいて本職に復帰せしむること、(iv)一定条件を満たす官民の地上及び地下工事について、使用する建築労働者の職種・人数・期間及び建築資材の数量・価格等の事前届出を義務付けること、(v)10人以上の従業員を有する全企業に対して労働局により有能と認定された年齢40歳以上の従業員の雇用を義務付けること、(vi)無用な金属及び建築熟練工の引き抜き・争奪を防止する為に、これら熟練工の広告募集を原則として禁止することなどが定められた。次いで、同年12月22日の第七施行令により、製鉄・金属業、建築業、煉瓦工業及び農業に於て、労働者の違法な期限前労働関係解除を防止すべく、労働契約期間中労働手帳 (これなくしては移動不能である) の留置権を使用者に認めた。しかし、同年11月末の時点に於ては、合計81万9000人の労働需要のうちで充足されたのは71万5000人にすぎず、同年末には失業中の金属労働者にして職業紹介に応じうる者は僅か9万336人にすぎないという状況になっていた。そこで、11月27日の「労働力配分令改正令 (Anordnung zur Änderung der Anordnung über die Verteilung von Arbeitskräften vom 27. Novem-

ber 1936, DRA., Nr.278)」により労働移動に際しての許可制を金属産業の熟練労働者（1934年8月28日の旧令）から職工長・経営事務職員・技術者・半熟練労働者へと拡大すると共に、労働局の管轄区域内で行われる労働移動についても、これを許可制とした。その後更に熟練工不足が深刻化し、熟練工の引き抜きが横行するようになると、事業所同士が相互に協定を締結して、他事業所で働いていた労働力の雇い入れに際しては、従前の事業所の所謂「契約解除証明書 (Freigabeschein)」呈示を義務付けるという慣行が生まれたが、これは労働者層には極めて不評であった為、1937年2月11日の「金属労働者配置令 (Anordnung über den Arbeitseinsatz von Metallarbeitern vom 11. Februar 1937, DRA., Nr. 35)」により、官民全ての事業所・機関に金属労働者の雇用に際して労働局の書面による許可を受けるべきことを義務付け、労働移動の可否を当局の判断に委ねることとした。⁽¹⁵⁾当局は、労働力の流出が国策上及び経済政策上重要な任務を損い、事業所の経済性や従業員構成に支障をきたせしめたり、市町村に無用の負担を生ぜしめたりするような場合には、労働移動の許可を拒みうるものとされた（四ヶ年計画第二施行令の一般的拡張）。同年夏に建築業に於いて一層の労働力逼迫が顕在化したのに伴い、10月6日の「左官及び大工の労働配置令 (Anordnung über den Arbeitseinsatz von Maurern und Zimmerern vom 6. Oktober 1937, RArBl. I,247)」により、左官及び大工の雇用に際し、これを全ての建築業者に対して許可制とした。ベルリンの都市改造を始めとして、おびただしい党の建物や国防軍施設、更には活発な民間住宅建設といった四ヶ年計画の枠内に於ける大規模な建築事業の結果、1938年初夏になると建築業は重大な労働力不足を露呈し、著しい賃金上昇を示すところとなり、他産業、とりわけ農業からの労働力の引き抜きが益々増加した⁽¹⁶⁾ので同年5月30日の「建築業に於ける労働者及び技術職員の労働配置令 (Anordnung über den Arbeitseinsatz von Arbeitern und technischen Angestellten in der Bauwirtschaft vom 30. Mai 1938, DRA., Nr.124)」により、建築業への労働者の殺到を抑制し、同業界に於ける労働力需要の変動を統制する為に建築業に於ては新規採用全般にわたって労働局の許可を要することとなった。従来は主として金属産業・建築業及び農業が労働力不足の顕著なる領域であったが、1937年以降は他産業、更に地方に

於ても益々労働力創出が困難になっていった。ピターフェルト、ハレ及びヴィッテンベルク労働局管内の化学工業の拡張工事が労働需給関係に地域的歪みを発生させたので、4月27日同管内の化学工業及び建築業の雇い入れ全般を許可制とすることが命じられ(「ピターフェルト、ハレ及びヴィッテンベルク労働局管内に於ける化学工業及び建築業の労働者の労働配置令 (Anordnung über den Arbeitseinsatz von Arbeitern der chemischen Industrie und des Baugewerbes in den Bezirken der Arbeitsämter Bitterfeld, Halle und Wittenberg vom 27. April 1937, DRA., Nr.96)」)、翌年3月1日の「個別事業所労働配置統制令 (Anordnung zur Regelung des Arbeitseinsatzes in einzelnen Betrieben vom 1. März 1938, DRA., Nr.51)」はこれを一般化して、個々の事業所の労働力雇い入れを所轄労働局の許可を要するものとした(故意に違反した使用者に対しては罰金刑若しくは3ヶ月以下の禁錮刑、過失による違反に対しては150RMの罰金刑が課せられることになった)。また、「熟練工見習確保に関する四ヶ年計画第一施行令」を補強すべく、同日附の「学卒者申告令 (Anordnung über die Meldung Schulentlassener vom 1. März 1938, DRA., Nr.51)」により、同令施行(3月14日)以後国民学校 (Volksschule)、中間学校 (Mittelschule)、高等学校 (Oberschule) を卒業した者に対して卒業後2週間以内にその住所を所轄労働局に申告することを義務付け、1934年1月1日以降同令施行迄の既卒者(21歳未満)中の未就業者及び正規の職業教育を未だに受けていない者に対しては同年4月1日迄に同じく申告する義務が課せられた。尚、申告義務者は、その保護者であり、違反者に対して労働局は150RM以下の罰金を課しうることとなった。これにより、労働局は卒業生数並びに未就業者数を把握すると共に、彼等の労働配置を統制することが可能となった。更に、同日付の「労働力配分令改正令 (Anordnung zur Änderung der Anordnung über die Verteilung von Arbeitskräften vom 1. März 1938, DRA., Nr.51)」により改正前の同令(1934年8月28日付)の適用範囲の拡張が行われ、新たに徒弟 (Lehrling)、実習生 (Praktikant) 並びに見習 (Volontär) 達もその適用下に置かれた。これにより、25歳以下の青少年を徒弟・実習生並びに見習として雇用する場合には官民間わず全て労働局の許可を要することとなった。そして、5月30日の「建築業に於

ける労働者及び技術職員の労働配置令 (Anordnung über den Arbeitseinsatz von Arbeitern und technischen Angestellten in der Bauwirtschaft vom 30. Mai 1938, DRA., Nr.124)」により官民間わず全ての建築業の労働者及び技術職員の雇用を所轄労働局の許可制とした (これに伴い1937年10月6日付の「左官及び大工の労働配置令」は廃止された)。このように1938年5月迄の労働配置の推移は、その域外にあった産業・職種を可能な限り労働局の統制下に置くべく、順次その範囲を拡張してきたのであった。工業部門 (とりわけ軍需関連部門) の労働力需給の逼迫によって労働力の流出が益々顕著になった農業部門の労働力不足に対処すべく、ライヒ職業紹介・失業保険局は1938年に入り約12万人の外国人労働者の募集を行なったが⁽¹⁷⁾、労働力不足の解消には程遠く、苦肉の策として同年2月15日の「農業及び家政に於ける女子労働力の労働配置強化に関する四ヶ年計画施行令 (Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über den verstärkten Einsatz von weiblichen Arbeitskräften in der Land- und Hauswirtschaft vom 15. Februar 1938, DRA., Nr.43)」により25歳以下の独身女子は、少なくとも1年間農業或いは家政に従事したことを労働手帳により証明しえなければ、官民間を問わず就職できないことになった。翌日付の同令施行令によれば、勤労奉仕、農業補助、農業見習への参加も就職の前提条件の充足と看做され、両親或いは親族の家庭に於ける家事手伝いを行なった場合も一定の条件の下に同様の扱いを受けることとなった。これは、大量失業下にあつて女子労働力を可能な限り家庭に吸収しようとした当初の方針が、第二次四ヶ年計画の進展に伴う労働力不足の顕在化に直面して根本的に転換されたことを意味していた。1936年に「少女家政見習年間」をライヒ職業紹介・失業保険局が導入した際に、2万9502 (1936/37年度) の求人件数のうちで充足されたのが2万3634にすぎなかったと言われるが、このこと自体が既に増大する一方の家政婦の需要に任意的な措置のみでは対応しえないことを実証していたわけである。⁽²⁰⁾

尚、本来ならば労働配置の対象外であった筈の巡回営業及び市内行商業についても、新四ヶ年計画の進行に伴う労働力不足の深刻化の結果、これを動員することになった。即ち、1937年12月14日の「巡回営業及び市内行商業従事の制限に関する四ヶ年計画施行令 (Anordnung zur Dur-

chführung des Vierjahresplans über Beschränkungen in der Ausübung des Wandergewerbes und Stadthausiergewerbes vom 14. Dezember 1937, DRA., Nr.289)」により、巡回営業及び市内行商業を営むには労働局の許可を要し、国策上・経済政策上より合目的労働配置をすべきものと認められる場合には営業許可を取り消しうることになった。有効な労働力が計画的な労働配置の対象たる職場に比してより不安定で収入も少ないかかる独立営業の中に分散していることは望ましくないというのがその理由であった。

3. オーストリア併合と労働配置

政権獲得(1933年1月30日)後、ヒトラーは、国際連盟脱退(同年10月14日)、ザールラントの回復(1935年3月1日)、ヴェルサイユ条約破棄・再軍備宣言・徴兵制の復活(同年3月16日)、ロカルノ条約破棄・ラインラント進駐(1936年3月7日)など、第一次世界大戦後成立した敗戦国ドイツにとって不利な国際秩序への挑戦とその打破に精力を傾注し、着実に失地回復を果たしてきたが、オーストリア出身の彼の宿願⁽²³⁾とも言えるオーストリア(人口約670万人)併合が度重なる策動の挙句に実現したのは、ようやく1938年3月13日のことであった。1929年の大恐慌以来、オーストリア(併合後にオストマルク Ostmark と称せられた)に於ても経済不況下にあつて大量の失業者(約60万人⁽²⁴⁾)が存在していた。1938年3月23日の「オーストリア経済復興令(Verordnung zur wirtschaftlichen Wiederbelebung Oesterreichs vom 23. März 1938, RGBI. I, 309)」に基づき各種公共事業が推進されることとなった。当時オーストリアにはドイツにとって少なからず有用な次の如き資源ないし資産が存在していた⁽²⁵⁾ことが知られている：(1)4億シリング⁽²⁶⁾を上回る金及び外貨の準備、(2)約60万人の失業者=労働力(このうち熟練工が数万人にのぼる)、(3)おびただしい新規の生産能力、(4)重要な工業原料(とりわけ鉄鉱、木材、鉱油及びマグネサイト)、(5)増強可能な水力資源。それどころか、オーストリアの併合は、さしあたりチェコスロヴァキアや南東ヨーロッパへの進出の橋頭堡の獲得という意味合いからも、その経済的・地政学的意義は少なからざるものがあつたと言えよう。

同年3月に経過措置として緊急救済(Notstandsaußhilfe)期間満了後

の窮乏した失業者に対する扶助の再開が決定され、4～5月にその受給者は約11万5000人を数えたと言われる。4月初旬にライヒ職業紹介・失業保険局のヴィーン支局（Zweigstelle）が設置され、5月には1日オーストリアの労働局のライヒ職業紹介・失業保険局への統合が実施され、オーストリアには24の労働局管轄区域が設けられた。併合後のオーストリアに於ても、ナチス政権獲得後のドイツと同様に反ナチス勢力の逮捕・投獄を始めとする荒療治が行なわれ、これと並行して前述の各種公共事業（アウトバーンを始めとする交通路の建設、水力利用施設の建設、鉱物及び石油の採掘、土地開墾其他農業生産力拡充の為の事業、官民建築物の建築及び修繕、小住宅の建築及び改築など）の実施によって「失業者」の吸収と労働配置が推進され、特に農業に於ては労働力不足が発生するに至った。同年11月末には「僅かに10万人が継続して失業状態にあったにすぎな」かったという。いずれにせよ、新四ヶ年計画並びに前掲の各種労働配置法令がオーストリアにも拡張適用され、熟練工不足への対策が講じられた。

4. 農業労働力の減少

工業に於ける労働力需要の増大は賃金水準の上昇をもたらし（表4参照）、農業労働者の都市への流出が増加していった。1933年から1938年の間に少なくとも50万人（約16%）以上の農業労働力が減少したとみられる。⁽³⁰⁾農民は労務コスト上昇分を価格に転嫁できなかつたから、離農者が増加するのは必然的な成り行きであった。農産物自給率の向上は、国防経済（Wehrwirtschaft）に於て極めて重要な課題であったにも拘らず、1933年以来5年間で80%から83%へと僅かに上昇したにすぎなかつた。⁽³¹⁾農業労働力の不足は、大経営よりも中小経営（とりわけ経営面積5～20haの小経営）に顕著に見られた。⁽³²⁾元来ナチスは、ドイツ農民層の維持・確保を標榜した1933年9月29日の「ライヒ世襲農場法（Reichserbhofgesetz vom 29. September 1933, RGBl. I, 685）」によって基幹的農民層（経営面積125ha以下）の創出に努め、富農・地主層に対する重点的保護を行なってきたのであるから、貧農の窮乏化と経営破綻・離農の増加は或る意味に於て自ら招来した結果と言えよう。いずれにせよ、戦争突入が近付き、ドイツの農業政策は既に1938年には何らかの起死回生の打開

策を要する事態に陥っていたのであり、やがて外国人労働力の強制労働⁽³³⁾にその途を見出すこととなった。

表 4 ドイツに於ける賃金*及び物価の変動 1932—1938年

年	平均名目賃金(年収)	小売物価指数(1913年=100)	平均実質賃金(年収)
1932	1,677 RM	117.7	1,425 RM
1933	1,594	115.4	1,381
1934	1,678	117.6	1,427
1935	1,731	119.8	1,445
1936	1,782	120.9	1,474
1937	1,845	121.6	1,517
1938	1,917	123.7	1,550

* 工業及び手工業に於ける賃金

出所：H. Lampert, *Sozialpolitik*, Berlin・Heidelberg・New York 1980, S.138.

表 5 ドイツに於ける農林業労働力の変動 1933/1939年

(単位：百人)

		自営農 ⁽¹⁾	補助的家族従学者 ⁽²⁾	官吏及び職員 ⁽³⁾	労働者 ⁽⁴⁾	合計	
男女合計	1933	21,798	45,162	1,161	25,306	93,427	
	1939	19,623	47,647	934	21,090	89,294	
	増減	人数	-2,175	+2,485	-227	-4,216	-14,133
		%	-10.0	+5.5	-19.5	-16.7	-4.4
男 子	1933	18,777	10,466	972	16,725	46,940	
	1939	17,166	9,411	822	13,112	40,511	
	増減	人数	-1,611	-1,055	-149	-3,613	-6,429
		%	-8.6	-10.1	-15.4	-21.6	-13.7
女 子	1933	3,021	4,696	189	8,581	46,487	
	1939	2,457	8,236	112	7,978	48,783	
	増減	人数	-564	+3,540	-77	-603	+2,294
		%	-18.7	+10.2	-40.6	-7.0	+4.9

注(1) Selbständige, (2) Mithelfende Familienangehörige, (3) Beamte und Angestellte, (4) Arbeiter

出所：大蔵省總務局, 『獨逸に於ける戦時財政經濟事情』, 1943年3月, 671頁及び *Jahrbuch der deutschen Wirtschaft 1937*, S.69.

5. 消極的労働配置の終焉

1938年5月に全長約630kmに達する西部要塞 (Westwall: Siegfried Line とも称せられた)の建設が始まり、35億RMの巨費が投ぜられ、ライヒ勤勞奉仕団や輸送機関と並んで、約10万人の工兵隊と道路・船舶航行水路・発電所建設事業總監 (Generalbevollmächtigter für die Bauwirtschaft Kontrolleur sämtlicher Straßenbauvorhaben und der Bauvorhaben an schiffbaren Wasserstraßen und an Kraftwerken) フリッツ・トト (Fritz Todt, 1891—1942, 1940—42 ライヒ軍需相) 傘下のトト機関 (Organisation Todt) により動員された約35万人の労働者が工事に参加し、莫大な量の建設資材が費された。⁽³⁴⁾ 一時的なプロパガンダの意義しかなく、後に軍事的には無用の長物に等しいことが露呈したこの一大プロジェクトを契機として、ドイツの労働力不足はいよいよ深刻化することとなった (表6参照)。同年6月22日の「国策上特に重要な任務の為の労働力需要確保令 (Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung vom 22. Juni 1938, RGBl. I,652)」はこうした隘路を打開すべく、全ドイツ国民に対しその性別・年齢・身分・職業の如何を問わず、一定期間指定された職場で労働に従事するか、若しくは職業訓練を受ける義務を課したものである。これによって労働者の基本的権利たる職業選択の自由と労働移動の自由が奪われることになった。かくして、従来結果的にせよ労働者の為に「労働権」の実現を果たしてきた国家による労働市場への介入は、今や主として戦争準備の為の「労働の強制」への本質的転換期を迎えたのであった。⁽³⁵⁾

他方、失業保険制度の実態もその趣旨から大きく逸脱していった。1927年創設の同制度は、ナチスの政権獲得以前 (恐慌期) に失業者の急増に伴う財政的破綻を回避する為に受給要件を厳格化すると共に、給付水準の引き下げを既に行なっており、大量失業が頂点に達した時期でも現実に失業給付を受けられたのは一部の失業者にすぎなかった。その後の軍拡景気の中で完全雇用が実現し、保険財政が好転し、失業給付の少なくとも恐慌期以前の水準への引き上げや保険料の引き下げが可能となったにも拘らず、給付水準が僅かに引き上げられただけで、受給要件 (困窮度審査) が一層厳格化されたばかりか、保険料率は高率のまま据え置か

表6 国民徴用制施行前後の労働力事情
(1938年5—8月)*

時期 (1938年)	性別	労働力人口	労働力人口の内訳		失業者の労働配置の可否**			基本扶助手当受給者
			就学者数(金罹病者)	失業者数	○	△	×	
5月末	男	14,272,372	14,036,517	235,855	31,095	97,994	106,766	149,727
	女	6,474,786	6,372,286	102,500	5,736	63,424	33,340	33,472
	計	20,747,158	20,408,803	338,355	36,831	161,418	140,106	183,199
6月末	男	14,330,000	14,130,000	197,086	22,651	79,029	95,406	121,830
	女	6,410,000	6,410,000	95,151	5,395	58,935	30,821	30,916
	計	20,540,000	20,540,000	292,337	28,046	137,964	126,227	152,746
7月末	男	14,367,442	14,222,927	144,515	14,708	52,459	77,348	90,361
	女	6,564,665	6,490,852	73,813	3,929	43,191	26,693	24,498
	計	20,932,107	20,713,779	218,328	18,637	95,650	104,041	114,859
8月末	男	14,440,000	14,330,000	111,486	10,548	37,774	63,164	67,400
	女	6,600,000	6,530,000	67,316	3,218	39,088	25,010	20,511
	計	21,040,000	20,860,000	178,802	13,766	76,862	88,174	87,911

* オーストリア及びズデーテン地方を含まず。

** ○：労働配置完全適格者，△：労務調整及補充として配置可能，×：疾病・老齢等々の事由により配置不能

出所：菊地春雄，『ナチス労働員体制研究』，東洋書館 1941年，101—2頁(一部改変)。

れ、累積する保険料収入はその本来の使途に費されることなく、軍事費には無論のこと、労働配置やアウトバーン建設、年金保険への財政的支援などにも費やされたのであった。かくして、1938年夏に至り戦争準備の最後局面の到来を意味するナチス労働政策の転換が行なわれ、同年末にはライヒ職業紹介・失業保険局の労働省への統合が実施された⁽³⁷⁾。長官ズエールプは労働省次官となり、労働行政の一元化が進んだ⁽³⁸⁾。

6. 国民徴用制度の強化—破局への加速—

1939年9月1日ドイツ軍のポーランド侵攻により第二次世界大戦が勃発するに至るまでのナチス労働政策の推移は、(i)1933年1月政権獲得から1934年5月15日の「労働配置統制法」制定迄の第一期、(ii)労働配置統制法施行後1936年11月新四ヶ年計画施行令迄の第二期、(iii)同令施行後1938年6月「国策上特に重要な任務の為の労働力需要確保令」(旧国民

表7 平均週労働時間の推移 1929—1944年

業種	年	1929	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
									(a)					(b)
工業全体		46.0	42.9	44.6	44.4	46.7	47.6	48.5	48.7	49.2	50.0	49.3	48.7	48.5
男子	(c)	46.8	—	—	45.6	47.2	48.0	49.2	49.6	50.4	51.6	51.3	51.4	51.2
女子	(c)	44.4	—	—	42.6	44.6	45.5	46.2	45.2	44.5	44.6	43.1	39.0	40.9
製鉄・金属業		48.2	41.9	45.7	46.8	47.5	47.4	48.0	48.5	—	—	—	—	—
機械製造業		49.0	42.7	47.2	49.1	49.0	49.9	50.1	50.1	—	—	—	—	—
車輛製造業		44.6	43.1	44.5	45.1	45.8	45.7	45.9	46.8	—	—	—	—	—
電機工業		44.7	38.8	43.9	45.1	46.1	46.7	46.4	46.7	—	—	—	—	—
化学工業	48.4(d)	—	—	42.9	44.0	46.1	47.3	46.2	47.3	—	—	—	—	—
繊維工業		44.7	42.4	42.9	40.8	42.3	43.1	44.0	44.8	—	—	—	—	—
被服工業		45.8	43.8	44.0	41.5	44.0	43.5	44.4	45.9	—	—	—	—	—
食品・嗜好品製造業		47.0	43.3	45.0	44.8	45.0	45.5	45.5	45.3	—	—	—	—	—

注(a) 工業全体=年間平均；各産業部門=1939年上半期

(b) 3月

(c) 1929年及び1935年については、金属加工業、化学工業及び繊維工業の数値を基にした見積り

(d) 1928年6月（個別賃金調査による）。

出所：R. Hachtmann, *Industriearbeit im Dritten Reich* (Göttingen 1989, S.51).

表8 時間当たり労働生産性の推移 1928—1939年(1936年=100.0)

業種	年	1929	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
	工業全体		85.4	96.9	96.1	91.2	98.1	100.0	101.2	102.9
製鉄・金属業		97.1	83.0	86.7	89.4	95.4	100.0	99.2	104.0	95.5
金属加工業		92.9	114.9	103.2	91.4	93.5	100.0	104.6	110.3	122.8
化学工業		—	—	—	93.0	95.2	100.0	118.5	121.2	—
繊維工業		83.4	96.3	101.4	97.4	102.3	100.0	100.1	109.7	—
食品・嗜好品製造業		98.9	103.9	95.7	97.3	95.4	100.0	102.1	110.6	—
木材加工業		92.4	100.3	103.4	96.1	105.2	100.0	96.6	95.4	—
土石業		122.6	99.5	86.8	84.0	103.1	100.0	97.4	94.4	—
建築業		—	—	—	—	—	100.0	92.4	81.7	—

出所：Hachtmann, a.a.O., S.226.

徴用令)による国民徴用制実施迄の第三期、(iv)国民徴用制実施から1939年2月13日「国策上特に重要な任務の為の労働力需要確保令(Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung vom 13. Februar 1939, RGBl. I, 206)」(新国民徴用令)迄の第四期、(v)新国民徴用令施行後の第五期の5つの時期に区分することができよう。第一期に於ては労働組合の解体によって使用者(労働需要側)の専制体制が構築されると共に失業者のなりふり構わぬ「吸収」が追求され、次いで第二期に於ては、都市失業者の除去と農村労働力減退防止(農村への失業者の固定)の必要性が生じたことを契機として、労働配置がこれに関する広汎な命令権がライヒ職業紹介・失業保険局長官(F・ズールプ)に付与されることを以て始まり、更に新四ヶ年計画下に於て戦争準備が本格化するに伴って従来の失業問題が解消に転じ、徐々に労働不足が発生するや、第三期に於ては一転して労働配置政策の拡大による軍需生産部門への重点的労働力配置並びに労働力供給源の「開拓」が行なわれるようになったのである。しかしながら第三期のこのような労働配置政策は、応急措置的色彩の濃厚であった第二期の労働配置政策が徐々に拡大された(但し、あくまでも鉄及び金属工業及び建築業に於ける労働配置が中心となっており、他の分野はやや付随的な位置付けが与えられていたにすぎない)ものであり、その意味では何ら本質的に新しい措置が講じられたわけではなく、相当程度組織化が進展したとはいえ、未だ全労働部門にわたる組織的・統一的措置がとられるには至って⁽³⁹⁾いなかったと言えよう。つまり旧職場を離れて新職場に移動しようとする労働力に対する言わば消極的労働配置にとどまり、それ以外の労働力を統制の対象としていなかったという点で労働配置に徹底を欠いていたのである。それ故、鉄・金属工業及び建築業から他分野へと漸次拡大していった労働力不足に対応するには最早強権的労働配置を以てする外に途はなかったのであり、1938年2月以降こうした傾向が顕著になってゆく。第四期の旧国民徴用令は、従来行なわれてきた失業者の吸収に加えて、労働時間の延長(表7参照)や生産設備の改良(当然の事乍ら時間当たり労働生産性の劇的な改善は見られなかった:表8参照)や熟練工養成(1936年11月17日の四ヶ年計画第一施行令など)等の対策を以てしても労働力不足の解消には程遠い状態であっ

たことから、「強制的適材適所主義」とでも言うべき労働配置政策へと転換したものである。これは、各労働力をその知識・経験・技能等に最も良く適合した職場に強制的に移動させ、最大の能率を發揮しうるようにすることは、国民経済的見地からも、労働者各自の社会的・職業的発展の上からも大いに望ましいことだ⁽⁴⁰⁾という趣旨に基づいている。結果的にせよ、第二及び三期の労働配置政策は、全てこの国民徴用制度施行の為の準備を段階的に履踐してきたようなものである。しかし、旧国民徴用令に基づく「服務義務 (Dienstpflicht)」のみでは、労働力不足の解消どころか1939年初頭には不足労働力が約50万人⁽⁴¹⁾に達する事態に陥り、更に一層の徴用強化が叫ばれることとなった。これは、実際に徴用の対象となった労働者の数が全体のうちでごく少数にとどまったからであり、国策上好ましからざる労働移動が現実には未だ相当程度可能であった⁽⁴²⁾為である。そこで、かかる国策上好ましからざる労働移動の余地を封じ、併せて徴用を一層強化すべく新徴用令の施行が行なわれた。同令は、「国策上特に重要な緊急な任務の遂行」の為に、広くドイツ国内居住者に対して労働局が労務に服する義務を課しうる(第1条第1項)と規定すると共に、農業・林業・鉱山業・化学工業・土石業及び製鉄・金属業の6部門について労働関係解除の制限(第2条第5項、1939年3月10日の同令第二施行令⁽⁴³⁾及び同年7月11日の第三施行令⁽⁴⁴⁾)と雇入制限(第7条第2項、同令第二施行令及び第三施行令)を行なった。労働局の同意を労働移動の前提条件とすることによって、労働移動を広汎に抑止せんとしたのである。

三. 結語

配置転換・労働移動の制限・服務義務など1939年に至る第二次四ヶ年計画下にその当然の帰結として発生した労働力不足に対してとられた措置は、名称や程度・範囲の差はあれ大量失業下の第一次四ヶ年計画の中で失業者の「吸収」の為にとられた措置と本質的には何ら変わるものではなかったと言えるのではあるまいか。「完全雇用」達成の経緯を見ても、労働配置から国民徴用制(総動員体制)への移行の過程を見ても、ファシズム政治体制を背景とした強権的労働政策ならではのものであり、

消費財生産部門から軍需生産部門への国内労働力シフトは対ポーランド開戦以前にかろうじて態勢を整えることができたのである。1940年末に労働配置によって第二次四ヶ年計画の為の重要部門である鉱油・化学・軽金属・火薬及び爆薬製造業に就労していた労働者は41万2000人であったが、うち半数が建築・組み立て工であり、残りの半数は工場労働者であった。更に資本金4億RM 従業員70万人を擁する巨大な「国営企業ヘルマン・ゲーリング (Reichswerke Hermann Göring)」コンツェルンや他の原料及び代用品工業を加えると、その数は優に2倍以上に達していた⁽⁴⁶⁾。労働力不足は計画遂行の遅延をもたらすことになったが、その原因は労働配置上の技術的な問題ではなく、軍需生産計画との調整の齟齬に求められるのであり、新計画当初のシャハトの懸念が裏付けられる結果となった。事実1942年迄は動員可能な労働力は英国と比較してドイツの方に寧ち余裕があったのである。ヒトラー政権発足直後の労働管理官法以来の原則的賃金ストップ政策や国民労働秩序法以来の長時間労働容認態勢、更には熟練工に於て特に甚しき労働力不足の下での生産性向上は、劇的な技術革新がもたらされぬ限り望むべくもない。実際には賃金水準の上昇傾向は当局の目に余るものとなっていった。労働強化と労働時間の延長にもおのずから限界があり、比較的ゆるやかな国内に於ける徴用と女子の労働力化が或る程度進展した後に於ては労働力不足の解消の為には開戦後急増した捕虜や占領地住民の強制労働こそが残された唯一の途だったのである。

注

- (1) 1934年8月10日の「労働力配分令 (Verordnung über die Verteilung der Arbeitskräfte vom 10. August 1934, RGBl. I, 302.)」は、失業の減少が18~25歳層に於て顕著であり、40歳以上の層は殆ど無関係であったことに鑑み発せられたものであった。「四ヶ年計画第五施行令」は、かかる状況の一層の改善を目指したものである。
- (2) Frerich, Frey, a.a.O., S.258.
- (3) 1938年6月25日に初めて実施された労働手帳記録カードの計数によれば、労働手帳携帯義務者は2228万7084人にのぼっていた (Ebd., S.258 f.)。

- (4) *Völkischer Beobachter*, 10.9.1936.
- (5) Denschrift Hitlers über die Aufgaben eines Vierjahresplans—1936 ; Doc. NI 4955. In : Konzernarchiv der Salzgitter AG. Zitiert bei : G. Wysocki, *Arbeit für den Krieg*, Braunschweig 1992, S.22. Vgl. auch D. Petzina, *Autarkiepolitik im Dritten Reich*, Stuttgart 1968, S.48 ff.
- (6) T.W. Mason, *Sozialpolitik im Dritten Reich*, 2. Aufl., Opladen 1987, S.140.
- (7) Frerich, Frey, a. a. O., S.257.
- (8) 1936年には約10億 RM に達した (D. Eichholtz, *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939—1945*, Bd.I : 1939—1941, Berlin 1984, S.15) .
- (9) 軍事支出の国民所得に占める割合は、1933年… 3 % , 34年… 5 % , 35年… 9 % , 36年…17% , 37年…19% , 38年…20% (いずれも暦年毎) と急増している (Eichholtz, Ebd., S.14)。また、公共投資に占める軍事支出の割合及び額は同様に次の如く推移した : 1933年…23% (7 億2000万 RM) , 34年…49% (33億 RM) , 35年…56% (51億5000万 RM) , 36年…68 % (90億 RM) , 37年…70% (108億5000万 RM) , 38年…74% (155億 RM) (M. Broszat, *Der Staat Hitlers*, München 1969, S.179)。
- (10) Wysocki, a. a. O., S.24.
- (11) M. Broszat, N. Frei, u.a. (Hrsg.) , *Das Dritte Reich*, Freiburg · Würzburg 1983, S.111.
- (12) 「熟練工見習の確保に関する四ヶ年計画第一施行令 (Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Facharbeiternachwuchses vom 7. November 1936, DRA., Nr. 262)」 ;
 「製鉄・金属業の国策上・経済政策上重要な注文に対する金属労働者の需要確保に関する四ヶ年計画第二施行令 (Zweite Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Bedarfs an Metallarbeitern für staats-und wirtschaftspolitisch bedeutsame Aufträge der Eisen-und Metallwirtschaft vom 7. November 1936, DRA., Nr.262)」 ;
 「金属労働者及び建築熟練労働者の本職復帰に関する四ヶ年計画第三

施行令 (Dritte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Rückführung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern in ihren Beruf vom 7. November 1936, DRA., Nr.262)」

「国策上・経済政策上重要な建築事業の為の労働力及び建築資材の確保に関する四ヶ年計画第四施行令 (Vierte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung der Arbeitskräfte und des Bedarfs an Baustoffen für staats- und wirtschaftspolitisch bedeutsame Bauvorhaben vom 7. November 1936, DRA., Nr.262)」；

「年長職員の雇用に関する四ヶ年計画第五施行令 (Fünfte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Beschäftigung älterer Angestellter vom 7. November 1936, DRA., Nr.262)」；

「金属労働者及び建築熟練労働者の募集若しくは紹介の為の標語広告の禁止に関する四ヶ年計画第六施行令 (Sechste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über das Verbot von Kennwortanzeigen für die Anwerbung oder Vermittlung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern vom 7. November 1936, DRA., Nr.262)」。

- (13) 金属労働者 (Metallarbeiter)」とは、次の10産業の製鉄・金属業に従事する所定の熟練養成課程を経た労働者・経営事務職員・マイスター・技術者、更には労働手帳登録に際して熟練工若しくは熟練工見習いと見做される他の人員を指す：

(i)製鉄業 (Eisenschaffende Industrie), (ii)非鉄金属業 (Nichteisenmetallindustrie), (iii)鑄造業 (Gießereiindustrie), (iv)鉄骨建築業 (Stahl- und Eisenbau), (v)機械製造業 (Maschinenbau), (vi)車両製造業 (Fahrzeugindustrie), (vii)航空機工業 (Luftfahrtindustrie), (viii)電機工学 (Elektroindustrie), (ix)精密機械・光学器機工業 (Feinmechanische und optische Industrie), (x)鉄・ブリキ・金属製品製造業 (Eisen, Blech und Metallindustrie)。

- (14) Siebente Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Verhinderung rechtswidriger Lösung von Arbeitsverhältnissen vom 22. Dezember 1936, DRA., Nr.299.

- (15) Frerich, Frey, a. a. O., S.261.

- (16) Ebenda.

- (17) 菊地春雄, 前掲書, 101頁。因みに, ドイツ政府は外国人労働力の導入を図るべく, イタリア等の国々と協定を結び, 1939年夏迄にドイツの農業に於て次の如き「成果」を達成した—イタリア人:約3万7000人, ユーゴスラヴィア人:1万5000人, ハンガリー人:1万2000人, ブルガリア人:5000人, オランダ人:4000人(U. Herbert, *A History of Foreign Labor in Germany 1880—1980*, The University of Michigan Press 1990 (Originally published as *Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880 bis 1980*, Bonn 1986. Translated by W. Templer) , p.128.)。
- (18) Durchführungsverordnung zur Anordnung über den verstärkten Einsatz von weiblichen Arbeitskräften in Land-und Hauswirtschaft vom 16. Februar. 1938.
- (19) 14歳以下の子が4人以上いること。
- (20) Frerich, Frey, a. a. O., S.264.
- (21) Ebenda.
- (22) F.ゼルテ (雪山慶正 譯), 『ナチス獨逸社會政策 (F. Seldte, *Sozialpolitik im Dritten Reich 1933—1938*)』實業之日本社 1942年, 89頁。
- (23) ヒトラーは, オーストリア併合を, 「如何なる手段を以てしても遂行すべき學生の大事業」と表現している。(A. Hitler, *Mein Kampf*, 220./224. Aufl., München 1936, S.1)。
- (24) N. Schausberger, Österreich und die nationalsozialistischer Anschlußpolitik. In: M. Funke (Hrsg.). *Hitler, Deutschland und die Mächte. Materialien zur Außenpolitik des Dritten Reiches*, Düsseldorf 1976, S.746.
- (25) Ebenda.
- (26) 4億4000万 RM に相当する (Petzina, a. a. O., S.112.)。
- (27) ゼルテ, 前掲書, 97頁。
- (28) 当初ゲシュタポは約2万人を逮捕し, 4月1日にヴィーンからグッハウ強制収容所への移送(150人)が行なわれたのを皮切りに, ユダヤ人狩りと政治犯の逮捕が進行していった (R. Luža, *Der Widerstand in Österreich 1938—1945*, Wien 1985, S.31)。

- (29) ゼルテ, 前掲書, 98頁(但し, 傍点は筆者付す)。因みに同年夏の雇用者数は, 約40万人と見積もられている (Herbert, *A History*…, p. 128.)。
- (30) U. Herbert, *Fremdarbeiter*, Berlin・Bonn 1985, S.43, 但し180万人と見積っている見解もある (大蔵省総務局, 前掲書, 671頁参照)。
- (31) Herbert, a. a. O., S.43.
- (32) 大蔵省総務局, 前掲書, 672頁。
- (33) See Herbert, *A History*…, pp.131—192 & vgl. Herbert, *Fremdarbeiter*, S.67 ff., J. Lehman, *Zwangsarbeiter in der deutschen Landwirtschaft 1939 bis 1945*. In: U. Herbert (Hrsg.), *Europa und der Reichseinsatz* (Essen 1991, S.127 ff.; H. Kannapin, *Wirtschaft unter Zwang*, Köln 1966, S.81 ff.
- (34) 約800万トンのセメント(ドイツの年間生産量の約20%), 約120万トンの鉄材(同約5%), 約2050万トンの充填材と95万トンの木材(年間木材消費量の約8%)などが消費され, 毎日約8000輛の貨車が建設現場に到着する(総計で約101万輛分の輸送量に達した)と共に, 船やトラックによって約450万トンの資材が輸送された (C. Zentner, F. Bedürftig (eds.), *The Encyclopedia of the Third Reich*, New York 1991 (Originally published as *Große Lexikon des Dritten Reiches*, München 1985. English Translation edited by A. Hackett), Vol.2, p.1044)。尚トトについては, J. Dülffer, *Deutsche Geschichte 1933—1945*, Stuttgart・Berlin・Köln 1992, S.105 ff.などを参照されたい。
- (35) K. D. Bracher, M. Funke, H. Jacobsen (Hrsg.), *Deutschland 1933—1945. Neue Studien zur nationalsozialistischen Herrschaft*, Düsseldorf 1992, S.148.
- (36) Ebenda.
- (37) ライヒ労働省(RAM)には従来4つの部局が置かれており, 各々の所管領域は次のようになっていた(ゼルテ, 前掲書, 336—7頁):
第一局(Abteilung I) …一般事務, ライヒ労働省及びその管轄下の官庁の統轄, 扶助法, 医療とりわけ医療扶助事務。

第二局 (Abteilung II) …社会保険, 厚生事業, 国際的社会政策, 労働配置, 労働機会創出, 失業救済。

第三局 (Abteilung III) …労働保護及び工場監督, 労働法, 社会組織, 賃金及び経済政策。

第四局 (Abteilung IV) …移住事業, 住宅制度, 都市建設。

ライヒ労働省の所管事項は, 同省傘下の多数の官庁及び官吏(ライヒ労働管理官など)によって管掌されていた。元来ライヒ職業紹介・失業保険局はヒトラー政権成立以前は国家機関ではなく, 1927年の創立(「職業紹介・失業保険法 (Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung vom 16. Juli 1927, RGBl. I, 221)」以来労働組合・経営者団体及び当局の代表者達によって自治的に運営され, 地方及び市町村組織を有する公法人にすぎなかったが, ヴァイマル共和国時代の労働行政にあって中核的役割を果たす迄になっていたのである。ヒトラー政権は, 1933年3月18日の大統領令(「財政・経済及び司法領域に於ける措置に関するライヒ大統領令 (Verordnung des Reichspräsidenten über Maßnahmen auf dem Gebiete der Finanzen, der Wirtschaft und der Rechtspflege vom 18. März 1933, RGBl. I, 109)」によってこれを国家機関とし, 次いで第二次四ヶ年計画の労働配置が進展する中でこれを労働省に統合した(「ライヒ職業紹介・失業保険局に関する總統兼ライヒ総理大臣布告 (Erlaß des Führers und Reichskanzlers über die Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung vom 21. Dezember 1938, RGBl. I, 1892)」)。曰く「ライヒ職業紹介・失業保険局長官の任務及び権限は, ライヒ労働大臣に之を移譲すべし。ライヒ労働大臣は, ライヒ労働省と同局との事務分掌並びに同局内部の分担をも新たに規定すべし」。これに基づき, 翌39年3月25日の「労働配置に関する命令 (Verordnung über den Arbeitseinsatz vom 25. März 1939, RGBl. I, 575)」が発せられ, 州労働局 (Landesarbeitsamt) 及び労働局 (Arbeitsamt) もライヒ労働大臣配下の国家機関となり, 旧ライヒ職業紹介・失業保険局は「ライヒ職業紹介局 (Reichsstelle für Arbeitsvermittlung = RA : Abteilung V にあたる)」と改称された。同局職員及び労働者は全て国家公務員とされた。従来グループの下に労働配置の権限が集中し, 他方では労働省の管轄領域との重複・競合により混乱

や矛盾が発生していたが、以後かかる混乱はようやく是正され、一元的労働行政が実現することとなった (Herbert, *Fremdarbeiter*, S.45) ことだけは事実であるが、RA の RAM 及び四ヶ年計画受託者ゲーリング配下の「四ヶ年計画庁 (Vierjahresplan-Behörde)」への従属は、RA の士気と効率性を低下させるという逆効果をもたらした (A. Kranig, *Lockung und Zwang. Zur Arbeitsverfassung im Dritten Reich*, Stuttgart 1983, S.157) のである。

- (38) 既に1936年10月22日のゲーリングによる「四ヶ年計画実施に関する布告 (Erlaß über die Durchführung des Vierjahresplans vom 22. Oktober 1936)」に基づき、四ヶ年計画庁内部に「労働配置業務部 (Geschäftsgruppe Arbeitseinsatz)」が設置され、従来労働配置の権限を掌握してきたズェールプのライヒ職業紹介・失業保険局と社会政策を管轄する労働省局長マンسفェルト (Werner Mansfeld, 1893—不詳, 国民労働秩序法の起草者として知られる) の両者の機能の調整が試みられた (Ebd., S.42)。Vgl. Kannapin, a.a.O., S.61 ff.
- (39) 石田文次郎 編著, 『獨逸労働統制法』, 有斐閣 1944年, 301頁。
- (40) 菊池, 前掲書, 115頁。
- (41) 石田, 前掲書, 325頁。
- (42) 同書, 324頁。
- (43) 「国策上特に重要な任務の為の労働力需要確保令第二施行令 (転職の制限) (Zweite Durchführungsordnung zur Verordnung zur Sicherstellung des Kräfteberfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung (Beschränkung des Arbeitsplatzwechsels) vom 10. März 1939, RGBI. I, 444)」
- (44) 「国策上特に重要な任務の為の労働力需要確保令第三施行令 (瀝青炭鉱に於ける転職の制限) (Dritte Durchführungsanordnung zur Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung (Beschränkung des Arbeitsplatzwechsels im Steinkohlenbergbau) vom 11. Juli 1939, RGBI. I, 1216)」
- (45) 1939年の時間当たりの実質賃金は1932年と比較して7%の上昇にとどまり、週当たりの実質賃金は労働時間の延長を反映して23%上昇して

いたが、1939年から1942年の間に鉱山及び金属工業といった軍需生産上極めて重要な産業に於ては50%以上の週当たりの実質賃金の上昇が発生した。更に多くの産業部門では、労働力不足による時間外賃金の上昇も見られ、1939年には軍需産業で働くドイツ労働者の実質賃金は(労働時間の延長もあって)産業革命以降の最高水準を記録した(Herbert, *Fremdarbeiter*, S.46)。

(45) Vgl. ebd., S.46 ff.

(46) Petzina, a. a. O., S.161.

(47) Ebenda.

(48) Ebenda.

Die NS-Arbeitseinsatzpolitik 1936-1939

Kazuhiro NAKAMURA

Das NS-Regime setzte in den Jahren 1933/34 zur Bekämpfung der Arbeitslosigkeit ein Bündel von Maßnahmen ein. Bereits im Herbst 1934 — angesichts eines sehr uneinheitlichen Rückgangs der Arbeitslosigkeit — in einigen Wirtschaftsbereichen machte sich ein erster Arbeitskräftemangel bemerkbar. Neben der Landwirtschaft zeichneten sich Verknappungen vor allem in der Bauwirtschaft und in der Metallindustrie ab, beides Branchen, die von der zunehmend deutlicher werdenden Aufrüstungspolitik am meisten profitierten. Ein wesentliches Hilfsmittel für eine langfristig geplante und zielgerichtete Arbeitskräftelenkung bildete das durch Gesetz vom 26. 2. 1935 eingeführte „Arbeitsbuch.“

Ende 1936 erließ die neu eingerichtete Vierjahresplanbehörde unter Görings Führung zahlreiche Anordnungen, um den Arbeitskräftebedarf der Rüstungsindustrie sicherzustellen. Zu diesem Zweck erhielten die Arbeitsämter insbesondere das Recht, den Abschluß unerwünschter Arbeitsverhältnisse zu unterbinden.

Mit der ersten und zweiten Dienstpflichtordnung vom 22. 6. 1938 bzw. vom 13. 2. 1939 ging das NS-Regime noch einen Schritt weiter. Die Arbeitsämter waren nunmehr sogar berechtigt, Arbeitnehmer aus bestehenden Arbeitsverhältnissen herauszulösen und zu solchen Tätigkeiten zwangszu verpflichten, die aus Sicht des NS-Regimes vorrangig waren. Hatte es zunächst den Anschein gehabt, daß die staatliche Beeinflussung des Arbeitsmarktes ein „Recht auf Arbeit“ zugunsten der Arbeitnehmer verwirklichen würde, so offenbarte sich die Kehrseite der NS-Arbeitsmarktpolitik, der „Zwang zur Arbeit“, binnen weniger Jahre.

北星学園大学経済学部 北星論集第31号 正誤表

頁・行目	誤	正
3頁表2	N. Frei (Hrsg.) <u>Das</u>	N. Fre (Hrsg.) <u>Das</u>
18頁13行目	寧 <u>ち</u>	寧 <u>ろ</u>
19頁2行目	(5) <u>Dens</u> chrift	(5) <u>Denk</u> schrift
97頁14行目	practi <u>cal</u>	pract <u>ical</u>
98頁31行目	<u>On the other hand</u>	<u>Furthermore</u>
99頁31行目	feed <u>ba</u> ck	feed <u>ba</u> ck
103頁27行目	<u>NEMS</u>	<u>CLCC</u>
104頁 SESSION A	Le <u>am</u> ing	Le <u>ar</u> ning
104頁 SESSION C	2. feed <u>ba</u> ck	feed <u>ba</u> ck
104頁 SESSION C	3. Record <u>ke</u> e <u>ep</u> ing	Record <u>ke</u> e <u>ep</u> ing
135頁15行目	<u>x_i^{**}</u>	<u>x_i^*</u>
135頁28行目	93]), <u>x_i^{**}</u> }	93]), <u>x_i^{**}</u> }
145頁	図3のc) 要素 <u>9</u>	図3のc) 要素 <u>4</u>
146頁12行目	T <u>I</u> PEQUICK	T <u>Y</u> PEQUICK
146頁13行目	<u>算</u> 及び標識21)	<u>算</u> 」及び標識21)
161頁10行目	ascert <u>in</u>	ascert <u>ain</u>